

平成 28 年 7 月

中退共制度に関わる加入条件

加入条件① 常用従業員数が100人以下

- ・社会福祉事業はサービス業に分類され、その加入条件は「常用従業員数が 100 人以下」又は「資本金が 5 千万円以下」のどちらか
- ・社会福祉法人は資本金がないため、従業員数のみで判断

加入条件② 法人全体で100人以下

加入条件③ 但し、独立性がある施設・事業所においては、施設・事業所単位で100人以下

- ・従業員の採用・異動・退職及び解雇並びに賃金、賞与、退職金の支払いについて、法人(本部)の指揮、監督を受けず、決定権が施設長にあること
- ・各施設・事業所ごとに、経理が適正に区分されていること
- ・法人(本部)が施設・事業所に具体的な経営方針を策定せず、施設の事業が法人(本部)の直接の指揮、監督下でないこと

加入条件④ 施設・事業所に独立性があることを東社協が証明

- ・東社協が「施設・事業所が独立した事業所であることの証明書」を発行
- ・また、東社協の証明の代わりに、施設・事業所が「財務諸表」「就業規則」(必要に応じて、定款・規約)を提出することでも可

加入条件⑤ 原則として、全ての従業員を加入させなければならない

- ・但し、福祉医療機構に「非加入届」を提出している法人(施設)は、平成 28 年 4 月 1 日以降の採用者のみ加入させる
- ・福祉医療機構に加入している従事者の加入は不可、脱退した従事者の加入は可

(ご注意)

- * 中退共制度は、従事者(従業員)を対象とした退職金共済制度で、法人の役員や事業主は加入することができません。ついては、上記の加入条件④で、東社協が施設・事業所の独立性を証明した場合、当該施設長は事業主となり、中退共制度に加入することができませんのでご注意ください。
- * なお、初めて中退共制度に加入する場合、新規加入助成(掛金の一部を国が助成)が受けられますが、福祉医療機構に加入している施設・事業所は、その対象にはなりません。